

まん延防止重点措置に伴う草津市施設における一部利用制限
について(令和3年8月8日~8月31日)

1. 施設の人数制限について(貸館利用の場合)

- ・最大収容人員の50%以内とする。

2. 施設の利用時間等の制限について

- ・原則として20時までとする。(イベント開催の場合は21時まで)

3. イベント等の開催について

- ・県の開催基準を遵守しながら開催する。
- ・**大声での歓声・声援を伴うものは最大収容人員の50%以内とする。**
- ・最大収容人員の設定が無い場合には1m以上の間隔が空けられる事とする。